

「忍川・酒巻導水路」川の国埼玉はつらつプロジェクト推進協議会設置要綱

(目的)

第1条 忍川及び酒巻導水路に地域振興の取組と連携した水辺空間の整備・拡充を行い、まちの賑わいにつなげることを目的として、今後の事業方針を検討するため、「忍川・酒巻導水路」川の国埼玉はつらつプロジェクト推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 川の国埼玉はつらつプロジェクトに関する川の整備内容、利活用、維持管理方針及びまちづくりの取組の決定に関すること。
- (2) その他協議会の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(構成)

第3条 協議会は、別表第1に掲げる者をもって構成し、会長は、行田市総合政策部長とする。

- 2 会長に事故があるとき又は不在のときは、行田市企画政策課長がその職務を代理する。

(構成員の任期)

第4条 協議会の構成員の任期は、所掌事項の目的を達成したときまでとする。

(会議)

第5条 協議会の会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、会議に構成員以外の者の出席を求めることができる。
- 5 会議は公開とする。ただし、個人の秘密を保つために必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、この限りではない。
- 6 会長は、会議の終了後、遅滞なく議事録を作成し、これを公表する。ただし、非公開とした議事については、会議が当該議事録の公表を決めた場合を除き、公表しない。

(庁内調整会議)

第6条 第2条に規定する事項に必要な調査及び調整を図るため、庁内調整会議を開催することができる。

- 2 庁内調整会議は、別表第2に掲げる者をもって構成し、会長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 会長に事故があるとき又は不在のときは、委員の互選によりその職務を代理する者を定める。
- 4 第5条の規定は、庁内調整会議に準用する。この場合において、同条中「協議会」とあるのは「庁内調整会議」と読み替えるものとする。

(事務局)

第7条 協議会の事務局を、行田市総合政策部企画政策課に置く。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年5月29日から施行する。

別表第1(第3条関係)

所 属	職 名
行田市自治会連合会	忍地区自治会連合会
	行田地区自治会連合会
	持田地区自治会連合会
	星河地区自治会連合会
	長野地区自治会連合会
	星宮地区自治会連合会
地域活動団体	NPO法人 ふるさと創生クラブ
	G. B. N (行田市ビオトープネットワーク)
	忍川環境を見守る会
	忍川の自然に親しむ会
	行田さくらロータリークラブ
	元荒川上流土地改良区
埼玉県	利根地域振興センター
	県土整備部水辺再生課
	行田県土整備事務所
	農林部農村整備課
	加須農林振興センター
行田市	総合政策部長
	企画政策課長
	防災安全課長
	環境課長
	商工観光課長
	農政課長
	都市計画課長
	管理課長
	道路治水課長
文化財保護課長	

別表第 2 (第 6 条関係)

所 属	職 名
行田市	企画政策課長
	防災安全課長
	環境課長
	商工観光課長
	農政課長
	都市計画課長
	管理課長
	道路治水課長
	文化財保護課長